

# 自主管理・自主点検 のすすめ

## 興行場編

### 1 なぜ自主管理か？

自主管理とは、施設利用者に安心して利用していただくために、何が重要で、何を管理すればよいかを考え、日常業務において行う管理のことです。

環境衛生関係営業施設は、直接利用者の健康にかかわる業種であるため、施設の衛生と利用者の安全確保において、営業者の方々の責任は重大です。ひとたび、事故が発生すると、施設においても、営業的に相当なダメージになり、被害者にとっても肉体的・精神的な影響が残る場合が多いのです。事故による健康被害の発生は、予期できないことですので、日常の管理の中で、「異変に気づく」、「責任者や他の従業員に知らせる」、「適切に処理する」は重要です。

### 2 自主管理のポイント

大別して「施設・設備に対する衛生管理」と「従事者に対する衛生管理」のこの二つのポイントが大切です。仮に施設や設備の管理方法をしっかり決めていても、従事者にその方法を守る基本的な衛生知識が不足しては、それを維持していくことはできません。営業者の方はそれらに対し責任をもって取り組まなければなりません。日常業務における衛生管理とは何かを考えてください。一言に「自主管理」といっても、自分の施設をしっかりと把握しておかなければ、自分の施設にあった衛生管理の方法はみつきりません。

ポイントをしっかり押さえた衛生管理の方法を少しずつ積み重ねることにより、衛生的な施設・設備や質の高いサービスの提供が可能となり、従事者の衛生意識や向上心がより高まり、効率的に施設管理が行えるようになります。また、そうすることにより顧客を増やし、施設・設備の老朽化を防ぐことにもつながっていきます。

以上のような衛生管理を行うことにより、要約すると次のようなメリットが考えられます。

- **メリット1** 店内が清潔になり、施設利用者が安心して利用でき、苦情が減ります。
- **メリット2** 従事者の衛生意識が高まります。
- **メリット3** 日常的に、衛生管理を行うことにより、安全性が高まり、質の良いサービスが提供できます。

### 3 自主管理点検票について

自主管理点検票は、前記1、2を具体的に実践し、環境衛生関係事業者の衛生管理に対する意識の高揚を図ることを目的に、業種別に発行されています。

業種別の「自主管理点検票」は毎年、東京都からの受託事業である「環境衛生教育事業」の一環として、(社)東京都環境衛生協会から各地区協会の環境衛生自治指導員を通じて、理容所、美容所、クリーニング所、興行場、ホテル・旅館、公衆浴場などの協会に加入している全施設、全会員に配布されます。

### 4 興行場自主管理点検票について

興行場自主管理点検票は、下記のとおり全10項目になっており、このパンフレットでは、これらの点検項目をすべて表示し、そのうちの主要なものについて点検のポイントについて説明しています。

自主管理点検の方法は、「①毎月1回、日を決めて、開設者又は管理者が自らの責任で点検すること。②点検票の各項目について、適は○、不適は×を記入し、該当しないものは／をすること。」となっています。

#### 興行場自主管理点検票（平成17年度）

施設名称： \_\_\_\_\_ 所在地： \_\_\_\_\_ 営業者名： \_\_\_\_\_

No.	項目	内 容	点検月日 (月/日)													
			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
1	採光 照明	・採光、照明は十分か。														
2	空気 環境	・営業中は十分な換気を行っているか。 <参考> 空気の衛生基準 ① 炭酸ガス濃度： 1500 ppm 以下 ② 浮遊粉じん量： 0.2 mg / m <sup>3</sup> ③ 空中落下細菌数： 30個以下														
3	観覧場	・観覧場は毎日清掃し、清潔にしているか。 ・入場者が利用する座席・座布団・くず物入れ等は清潔にしているか。														
4	便所	・便所・手洗い等は毎日清掃し、清潔にしているか。 ・便所は十分な換気を行っているか。														
5	喫煙所	・喫煙所は十分な換気を行っているか。 ・喫煙所は毎日清掃し、清潔にしているか。 ・喫煙所の表示、又は全館禁煙の場合の表示がされているか。														
6	ロビー 廊下等	・ロビー、廊下、施設の周囲等は毎日清掃し、清潔にしているか。														
7	設備	・機械換気設備、照明設備、排水設備等は定期的に点検し、必要な整備を行っているか。														
8	ねずみ 虫等 の防除	・入場者の利用する場所のねずみ、昆虫等の防除を適宜行っているか。														
9	入場者	・入場者に、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせていないか。 ・入場者に、喫煙所以外で喫煙させていないか。 ・伝染性の疾病にかかっている者もしくはそのおそれのある者を入場させていないか。														
10	その他	・構造設備、管理者等に変更があった場合は、保健所長に届け出ているか。 ・伝染性の疾病にかかっている者またはそのおそれのある者を業務に従事させていないか。														

(注) 実物の点検月日欄は12ヶ月分となっています。